

河合町告示第26号

平成23年第3回(9月)河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年9月1日

河合町長 岡井康徳

1 期 日 平成23年9月6日

2 場 所 河合町議会議場

## 平成23年第3回(9月)河合町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
第 1 号 (9月6日)	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	4
出席議員.....	4
欠席議員.....	5
出席説明員.....	5
欠席説明員.....	5
議会事務局出席者.....	5
開会の宣告.....	7
開議の宣告.....	7
町長のあいさつ.....	7
会議録署名議員の指名.....	8
会期の決定.....	8
付議事件の一括提案理由の説明.....	9
議案第39号の質疑、討論、採決.....	17
議案第41号の質疑、討論、採決.....	18
承認第10号の質疑、討論、採決.....	18
承認第11号の質疑、討論、採決.....	19
議案第34号から議案第38号、議案第40号の委員会付託.....	20
認定第1号からの認定第10号までの委員会付託.....	20
散会の宣告.....	22
署名議員.....	23

## 平成23年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成23年9月6日(火)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第41号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて  
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 日程第 6 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町都市公園条例の一部改正)
- 日程第 7 議案第30号 平成23年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 8 議案第31号 平成23年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第32号 平成23年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第33号 平成23年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第34号 平成23年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第35号 平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第36号 平成23年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第37号 河合町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第38号 河合町情報公開条例の一部改正について
- 日程第16 議案第40号 河合町税条例等の一部改正について

- 日程第 17 認定第 1 号 平成 22 年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第 18 認定第 2 号 平成 22 年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第 19 認定第 3 号 平成 22 年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第 20 認定第 4 号 平成 22 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第 21 認定第 5 号 平成 22 年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第 22 認定第 6 号 平成 22 年度河合町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第 23 認定第 7 号 平成 22 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第 24 認定第 8 号 平成 22 年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第 25 認定第 9 号 平成 22 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第 26 認定第 10 号 平成 22 年度河合町水道事業会計決算認定について（別冊）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 26 まで議事日程に同じ

出席議員（13 名）

1 番	馬 場 千恵子	2 番	枚 本 光 清
3 番	吉 村 幸 訓	4 番	岡 田 康 則
5 番	森 尾 和 正	6 番	池 原 真智子
7 番	西 村 潔	8 番	疋 田 俊 文
9 番	谷 本 昌 弘	10 番	中 尾 伊佐男

11番 岡井誠也

12番 辻井賢治

13番 弓戸猛

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康徳	副町長	荒木光義
教育長	藤岡和成	総務部長	迎田臨成
福祉部長	福井裕幸	住民生活部長	竹林信也
まちづくり 推進部長	東正次	総務部次長	竹田裕昭
福祉部次長	中尾博幸	まちづくり 推進部次長	梅本英則
教育部次長	井筒匠	政策調整課長	澤井昭仁
財政課長	福井敏夫	税務課長	岡田昌浩
安心安全 推進課長	森嶋雅也	住民福祉課長	大西孝之
福祉政策課長	杉本正範	社会福祉 協議会課長	門口光男
保健スポーツ 課長	大平謙治	住民生活課長	津田浩二
環境衛生課長	木村光弘	まちづくり 推進課長	堀内伸浩
地域活性課長	山本孝典	上水道課長	石田英毅
教育総務課長	御輿善弘	生涯学習課長	上村欣也

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局長 増田善紀

主事 堀内一憲



開会 午前10時00分

#### 開会の宣告

議長（中尾伊佐男） 本日、告示第26号をもって平成23年第3回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成23年第3回定例会は成立しましたので開会します。

#### 開議の宣告

議長（中尾伊佐男） これより本日の会議を開きます。

#### 町長のあいさつ

議長（中尾伊佐男） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

町長（岡井康徳） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

定例会が始まります前に、台風12号でお亡くなりになられました方々へのお悔やみと、災害に遭われました皆様へのお見舞いをまず申し上げたいというふうに思います。

河合町におきましては、幸いなことに何の災害も発生せずに無事にいきましたこと、本当に幸せな町だなというふうに感じております。

それでは、第3回定例会の提案をいたしております議案第30号から議案第41号までの12議案、承認第10号、11号の2承認、認定第1号から第10号までの10認定、計24案件を上程させていただきますが、後ほど、副町長のほうから提案説明をさせていただきます。慎重なる皆様方のご審議、ご決定を賜りますことをお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

### 会議録署名議員の指名

議長（中尾伊佐男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、7番、西村潔議員、8番、疋田俊文議員を指名します。

### 会期の決定

議長（中尾伊佐男） 日程第2 会期の決定を議題とします。

9月1日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、西村潔議会運営委員長より会期等について報告願います。

7番（西村 潔） 議長。

議長（中尾伊佐男） 西村議員。

7番（西村 潔） 去る9月1日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日9月6日より9月15日までの10日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案30号から議案第41号までの12議案、承認第10号、第11号の2承認、認定第1号から第10号までの10認定を本日一括上程し逐条審議いたします。

なお、一般質問につきましては、9月14日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思います。

以上、報告終わります。

議長（中尾伊佐男） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告とおり本日6日より15日までの10日間と決定します。

#### 付議事件の一括提案理由の説明

議長（中尾伊佐男） それでは、理事者の方より議案第30号より第41号までの12議案、承認第10号、第11号の2承認、認定第1号より第10号までの10認定について、提案理由の説明を登壇の上願います。

副町長（荒木光義） 議長。

議長（中尾伊佐男） はい、副町長。

（副町長 荒木光義 登壇）

副町長（荒木光義） それでは、平成23年9月定例議会に上程いたされました、議案第30号から議案第41号までの12議案、承認第10号から承認第11号までの2承認、認定第1号から認定第10号までの10認定、合計24案件につきまして、順次ご説明いたします。

議案第30号 平成23年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億926万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を61億4,693万9,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。

今回の補正の内、人件費につきましては7月1日付人事異動に伴う予算の組み替えで、総額では予算の増減はございません。

款1 議会費では165万4,000円の減額で、内容につきましては人件費の減額となっております。

款2 総務費では7,811万7,000円の増額で、内容につきましては人件費以外では、財政調整基金費で財源調整による積立金として8,899万5,000円の増額、税務総務費で地方税の電子化の推進に伴い、インターネットを利用した電子申告が可能となり、納税者に対するサービス向上を図るべく、電子申告等ASPサービス導入費として143万4,000円の増額となっております。

款3 民生費では1,738万9,000円の増額で、内容につきましては人件費以外では、老人福祉費で地域の居場所づくり推進事業費として475万円の増額、旧老人保健医療給付費で老人保健交付金が超過交付となったため償還金50万4,000円の増額となっております。

款4 衛生費では624万1,000円の減額、款6 農林商工費では60万2,000円の増額で、内容につきましてはすべて人件費となっております。

款7土木費では268万9,000円の増額で、内容につきましては人件費以外では、公共下水道費で下水道特別会計への繰出金33万3,000円の減額、住宅管理費で町営住宅補修費520万円の増額となっております。

款8消防費では799万2,000円の増額で、内容につきましては消防団員退職報償金の増額となっております。

款9教育費では1,049万7,000円の増額で、内容につきましては人件費以外では、体育施設費で町民グラウンドバックネット防護マット取替工事費として84万9,000円の増額となっております。

款12諸支出金では12万3,000円の減額で、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金の減額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。

款14県支出金で475万円の増額。

款18繰越金で9,919万円の増額。

款19諸収入で532万8,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出1億926万8,000円の増額補正となっております。

議案第31号 平成23年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,620万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を21億2,720万5,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。

款2保険給付費では財源の振替、款3老人保健拠出金では、老人保健医療費拠出金確定に伴い473万3,000円の減額、款4介護納付金では、介護給付費納付金確定に伴い304万2,000円の増額、款11後期高齢者支援金等では、後期高齢者支援金確定に伴い1,757万7,000円の増額、款12前期高齢者納付金等では、前期高齢者納付金確定に伴い31万9,000円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

款1国民健康保険税で218万7,000円の減額。

款2国庫支出金で1,834万円の減額。

款3療養給付費交付金で47万8,000円の増額。

款4県支出金で92万3,000円の増額。

款7繰越金で3,533万1,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出1,620万5,000円の増額補正となっております。

議案第32号 平成23年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の財源振替となっております。

議案第33号 平成23年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の財源振替となっております。

議案第34号 平成23年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、既定の歳入歳出予算に16万円を追加し、歳入歳出予算総額を376万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。8ページをお開き願います。

款1下水道費で水洗便所改造資金貸付基金費へ積立金として、16万円増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

款1繰入金で245万円の減額。

款3繰越金で261万円の増額となっております。

以上、歳入歳出16万円の増額補正となっております。

議案第35号 平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,113万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を13億7,613万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。8ページをお開き願います。

款5積立金では2,246万8,000円の増額で、介護給付費準備基金積立金となっております。

款7諸支出金では5,866万3,000円の増額で、償還金で平成22年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う償還金1,145万1,000円の増額。介護基盤緊急整備費で本町における介護サービスの基盤整備の拡充を図り、介護事業の円滑な実施や、入所者の生活環境の向上に資するために、町内グループホームに対し一部助成を行うため4,181万2,000円の増額。介護施設開設準備経費助成事業費として540万円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

款 6 県支出金で4,721万2,000円の増額。

款 8 繰越金で3,391万9,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出8,113万1,000円の増額補正となっております。

議案第36号 平成23年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ47万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億5,247万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。8ページをお開き願います。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金では、被保険者からの納付の未払い分を広域連合に負担金として支払うため、47万2,000円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

款 5 繰越金で47万2,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出47万2,000円の増額補正となっております。

議案第37号 河合町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、本年7月、副町長が教育に関する事務の内、学校における体育に関することを除くスポーツ部門の事務を行い、併せて健康（保健センター）部門と組織を一体化させました。今後、組織だけでなく、健康とスポーツを調和させた新たな施策を推進するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第24条の2に基づき、町長が管理し執行するものとするための条例制定でございます。

議案第38号 河合町情報公開条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、本町の情報公開条例は、県内の先進的事例として、平成11年10月から施行し、間もなく12年が経過しますが、近年では、社会経済状況の著しい変化や地方分権の推進等により、議会の検査権や調査権が拡大され、また、住民の議会に対する意識も変わりつつある中で、議会活動の積極的な情報提供や開示についての要望も寄せられることが増えてまいりました。

また、条例制定当時は、一般的でなかった議会の情報公開についても、今日では、本町を除く県内全市町村において議会を情報公開条例の対象としている現状もあり、本町においても議会を情報公開条例の実施機関に加えるべく、条例の一部を改正するものでございます。

議案第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例についてでございます。

このことにつきましては、第177回国会におきまして「スポーツ基本法」が成立し、その中で「体育指導委員」の名称が「スポーツ推進委員」と変更されたことに伴う一部改正でございます。

議案第40号 河合町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」が平成23年6月30日に公布、施行されたことに伴う改正でございます。

第1条関係では、次の4点が主な改正となっております。

- 1、地方税法の改正に伴う過料の改正。
- 2、地方税法の規定を引用して、条文の簡素化。
- 3、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について。
- 4、条ずれ、項ずれの整備となっております。

第2条関係では、軽減税率の特例延長について。

第3条関係につきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例延長について。以上が主な改正点となっております。

議案第41号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が平成23年7月29日に公布、施行されたことに伴うものであり、この法改正は、東日本大震災の被害の甚大さ等に鑑み行われたものでございます。

改正内容といたしましては、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹を加えるものであります。ただし、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、又は祖父母のいずれもが存在しない場合で、死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限るものでございます。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

このことにつきましては、平成23年7月1日付人事異動及び組織変更に伴い、本条例の

「級別職務分類表」より「教育次長」職を削除する改正でございます。

承認第11号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「河合町都市公園条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

このことにつきましては、平成23年9月1日より大字穴闇の一部が「彩りの杜」となったことに伴う改正でございます。

次に、認定第1号から第10号、平成22年度各会計の歳入歳出決算認定についてでございます。

認定第1号から認定第9号までの、一般会計並びに8特別会計の歳入歳出決算認定につきましては地方自治法第233条第3項の規定により、また認定第10号、水道事業会計決算認定につきましては地方公営企業法第30条第4項の規定により、それぞれ監査委員の意見書を附して、議会の認定を求めるものでございます。

配布いたしております「平成22年度主要な施策の成果」を基に説明させていただきます。

認定第1号 平成22年度河合町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

「主要な施策の成果」の13ページをお開き願います。

下段の表のとおり、歳入総額は65億4,402万4,564円となり、対前年度比5.2%の増、金額で3億2,051万9,145円の増額となっております。

歳出総額につきましては、64億982万4,951円となり、対前年度比3.5%の増、金額で2億1,379万5,920円の増額となっております。

歳入面では、町の主要自主財源である町税は、前年度に比べて1億3,266万2,000円、5.9%減となっております。特に、個人・法人住民税において、住民の高齢化や経済不況による企業収益、個人所得の減収傾向などから1億4,337万8,000円、10.8%減と大きく減少いたしております。

また地方交付税は、町税収入の大幅な減少傾向が反映されたことや、平成22年度地方財政計画での地方交付税の増額などで、臨時財政対策債を含む実質の地方交付税総額は3億6,928万7,000円、17.3%増額となっております。

歳出面では、普通建設事業費は私立認可保育所建設補助金や、国や県の臨時交付金などを活用した事業の実施、小中学校耐震化事業などで、前年度に比べて3億2,184万4,000円、

115.7%の増額となっております。

扶助費は、子ども手当給付事業の実施や障害者自立支援給付費などで1億9,774万3,000円、42.7%の増額、補助費等では前年度の定額給付金給付事業の完了などで、前年度に比べて2億6,799万4,000円、25.9%の減額となっております。

また公債費は、償還の完了や年度間の公債費負担適正化により6,707万4,000円、5.5%の減、人件費は、職員の退職などによる職員給与費の減などで2,819万3,000円、1.6%の減となっております。

以上の結果、実質収支は1億3,418万9,000円の黒字決算となっております。

次に、114ページから115ページをお開き願います。

この表は一般会計歳入款別決算一覧表となっております。

115ページの右端は、総収入に対する款別割合を明記しており町税32.6%、地方交付税30.8%、合計63.4%となっており、町の主要な収入項目となっております。

次に、116ページから117ページをお開き願います。

この表は歳出の款別決算一覧表で右端は総支出に対する款別割合を明記しており、民生費29.2%と最も多く、続いて公債費18.0%、総務費14.9%の順となっております。

続きまして、124ページから125ページをお開き願います。

この表は歳出性質別款別内訳表となっており、下段の合計欄のとおり人件費26.4%、扶助費・補助費等22.3%、公債費18.0%の順となっております。

15ページから86ページまでは、一般会計の主要な施策の成果を記載しておりますので、参照していただきたいと思えます。

認定第2号 平成22年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。87ページをお開き願います。

下段の表のとおり、歳入総額21億6,501万4,056円で、対前年度比2.9%の増となっております。

歳出総額は21億2,968万3,219円で、対前年度比10.8%の増で、実質収支は3,533万837円の黒字決算となっております。88ページ、89ページは保険税の収納状況、給付状況等を記載しておりますので参照していただきたいと思えます。

認定第3号 平成22年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。91ページをお開き願います。

歳入総額13万5,000円、歳出総額490万2,500円、差引実質収支は476万7,500円の赤字決算

となり、翌年度繰上充用金で補填しております。

認定第4号 平成22年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。93ページをお開き願います。

歳入総額2,268万4,945円、歳出総額2,255万1,992円、差引実質収支は13万2,953円の黒字決算となっております。

認定第5号 平成22年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。95ページをお開き願います。

歳入総額9億3,693万2,035円、歳出総額9億3,578万749円、差引実質収支は115万1,286円の黒字決算となっております。主な事業実績は96ページ以降に記載しております。

認定第6号 平成22年度河合町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。99ページをお開き願います。

歳入総額637万3,325円、歳出総額637万3,325円差引実質収支は0円となっております。

認定第7号 平成22年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。101ページをお開き願います。

歳入総額369万円、歳出総額108万円、差引実質収支は261万円の黒字決算となっております。貸付状況は102ページに記載しております。

認定第8号 平成22年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。103ページをお開き願います。

保険事業勘定では、歳入総額12億1,705万8,373円、歳出総額11億8,313万9,294円、差引実質収支は3,391万9,079円の黒字決算となっております。104ページ以降に保険料の収納状況、給付状況等を記載しております。

同じく、介護サービス事業勘定についてでございます。107ページをお開き願います。

歳入総額4,703万5,357円、歳出総額4,990万7,128円、差引実質収支は287万1,771円の赤字決算となり、翌年度繰上充用金で補填しております。

認定第9号 平成22年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。109ページをお開き願います。

歳入総額2億3,533万539円、歳出総額2億3,485万9,139円、差引実質収支は47万1,400円の黒字決算となっております。支出状況は110ページに記載しております。

認定第10号 平成22年度河合町水道事業会計決算認定についてでございます。

配付いたしております「河合町水道事業会計決算書」16ページをお開き願います。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額 5 億 7,317 万 6,038 円、支出総額 5 億 8,910 万 3,613 円、差引実質収支は 15,92 万 7,575 円の赤字決算となっております。

次に、決算書の 3 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額 0 円、支出総額 6,524 万 6,254 円、差引実質収支は 6,524 万 6,254 円の赤字決算となっております。

11 ページ以降に事業報告書、工事概要、給水人口及び配水量等を記載しておりますので、参照していただきたいと思ひます。

以上、上程いたされました 24 案件につきまして説明させていただきました。

よろしく、ご決定賜わりますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

#### 議案第 39 号の質疑、討論、採決

議長（中尾伊佐男） 日程第 3 議案第 39 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

これより、議案第 39 号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（中尾伊佐男） 全員であります。

よって、議案第 39 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

議案第41号の質疑、討論、採決

議長（中尾伊佐男） 日程第4 議案第41号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正  
についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） このことについて、河合町において該当する事例とかはあったんでし  
ょうか。

福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 福祉政策課長。

福祉政策課長（杉本正範） 事例はございません。

議長（中尾伊佐男） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

これより、議案第41号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（中尾伊佐男） 全員であります。

よって、議案第41号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については原案のとおり  
可決されました。

承認第10号の質疑、討論、採決

議長（中尾伊佐男） 日程第5 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（一般  
職の職員の給与に関する条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

これより、承認第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(中尾伊佐男) 全員であります。

よって、承認第10号 専決処分を求めることについて(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)は、承認することに決定しました。

承認第11号の質疑、討論、採決

議長(中尾伊佐男) 日程第6 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(河合町都市公園条例の一部改正)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

これより、承認第11号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(中尾伊佐男) 全員であります。

よって、承認第11号 専決処分を求めることについて（河合町都市公園条例の一部改正）は、承認することに決定しました。

議案第30号から議案第38号、議案第40号の委員会付託

議長（中尾伊佐男） 日程第7 議案第30号、日程第8 議案第31号、日程第9 議案第32号、日程第10 議案第33号、日程第11 議案第34号、日程第12 議案第35号、日程第13 議案第36号、日程第14 議案第37号、日程第15 議案第38号、日程第16 議案第40号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」という者あり）

議長（中尾伊佐男） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告します。

議案第30号、第37号、第38号、第40号を総務常任委員会に付託します。

議案第31号、第32号、第35号、第36号を厚生常任委員会に付託します。

議案第33号、第34号を経済建設常任委員会に付託します。

認定第1号から認定第10号までの委員会付託

議長（中尾伊佐男） 日程第17、認定第1号、日程第18、認定第2号、日程第19、認定第3号、日程第20、認定第4号、日程第21、認定第5号、日程第22、認定第6号、日程第23、認定第7号、日程第24、認定第8号、日程第25、認定第9号、日程第26、認定第10号までの審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」という者あり）

議長（中尾伊佐男） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

決算審査特別委員会を設置します。

ただいま設置しました委員会の委員数及び委員の選任については、どのようにしたらよいかお伺いします。

(「議長一任」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

議長(中尾伊佐男) 再開します。

再開の前に、山本原史次長が亡くなりましたので、故人を偲び、黙とうを捧げたいと思います。

それでは、ご起立お願いいたします。

黙とう。

(黙とう)

議長(中尾伊佐男) ありがとうございます。

決算審査特別委員会委員は5名とします。

委員の選任の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員には、馬場千恵子議員、岡田康則議員、疋田俊文議員、西村潔議員、谷本昌弘議員、以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前 11 時 06 分

議長（中尾伊佐男） 再開します。

互選の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員長には谷本昌弘議員、同副委員長には疋田俊文議員が選任されました。

#### 散会の宣告

議長（中尾伊佐男） 以上をもって、本日の日程はすべて議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。

散会 午前 11 時 06 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 尾 伊 佐 男

署 名 議 員 西 村 潔

署 名 議 員 疋 田 俊 文